

憲法から考える

たたかい、いかす生存権 3

憲法25条で規定される生活保護基準は25条に反する生存権。「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と書かれてあります。制定当初は、「国家の努力義務にすぎない」と政府も学説もいってました。それを覆したのが朝日訴訟です。

低すぎる「基準」

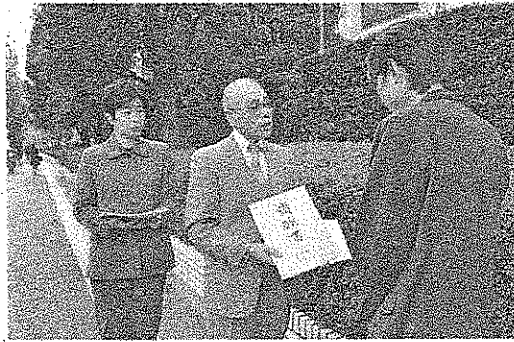
「25条は絵に描いた餅ではない。権利だ」。岡山県の結核患者、朝日茂さんは1957年、低すぎる生

活保護基準は25条に反するとして、その引き上げを求めたたたかいました。

東京地裁（浅沼武裁判長）は60年10月、原告の主張を認めました。憲法25条について、国が国民に対して、「人間に値する生存」を保障しなければならないとしたのです。

訴訟運動は、労働組合をはじめ広範な国民の運動へ発展しました。朝日訴訟のたたかいは、生存権を實質的に「国民の権利」として

生活保護基準引き下げを阻止しようと厚生労働省の担当者に請願書を手渡す朝日健二さん（中）と全国生活と健康を守る会連合会の藤谷加津江事務局長（11月9日、厚生労働省前）



定着させ、生活保護だけでなく社会保障全体を拡充する運動の力となりました。この間、生活保護の制度も行政も、国民のたたかいで改善されてきたのです。

生活保護は権利だ

自らの失政が招いた生活保護利用者の増大に対し、民主党政権に続き、いまの自公政権も生活保護を激しく攻撃しています。民主、自民、公明の3党合意で昨年8月、消費税増税法とともに「社会保障制度改革推進法」が成立。医療や介護、生活保護の改悪がねらわれています。

朝日訴訟を承継した朝日健二さん（77）は「同法は『自助』を強調し、国の責任で生存権を保障するという考え方が欠落している」と批判します。「下位法による下克上」で憲法違反の法律です。

国民全体へ攻撃

昨年から生活保護バッシングの嵐が吹き荒れてます。それを追い風に画策された生活保護基準の引き下げ。朝日さんは「単に生活保護制度の後退ではなく、国民全体への攻撃であり、社会保障における国の責任放棄の先駆けとなるものだ」と指摘します。

（つづく）